



インフォームド・コンセント と医療紛争（総論）



顧問弁護士
ぴーすなう法律事務所
魚住 昭三

(2) 医師

人間の体は非常に複雑なものであり、人によつて差も大きい。医学は常に発展途上のものであり、変化し続けている。医学には限界がある。

医療行為は生体に対する侵襲（身体へのダメージ）を伴うため、基本的に危険である。しかも、医療は、何時でもすべてに対応できるようない体制をとれない（小林秀樹『医療の限界』[新潮新書・2007] 参照）。

確かに、インフォームド・コンセントの実践は、医療紛争を回避することによって、医療者と患者・家族との間の信頼関係が形成されているときには、仮に医療者側に何らかのミスが認められる場合であつても、医療賠償保険を前提とする示談・和解で終ることが多く、感情的になつて医療紛争が訴訟にまで行き着くことは少ないといえます。

1. 始めに

（1）弁護士が相談を受ける医療紛争には、医療者と患者・家族の間の認識（予測・予期など）の齟齬や誤解に基づくものがかなり見受けられます。

もちろん、「3時間待ちの3分医療」「インフォームド・コンセントが診療報酬に反映されていないこと」などに代表されるように、医療現場の現実には、インフォームド・コンセントの実践を容易に受け入れられない要因や事情がかなり残っています。

（2）しかし、医療訴訟は、訴え提起する患者側にとつても、訴えを起こされる医療者側にとつても、時間と労力と費用を要し、その金銭的負担や精神的負担は相当なものになります。そこで、今回は、医療紛争・訴訟を防止するための手段は、

より良い医療を目的としたインフォームド・コンセント（説明義務の履行）の実践ではないか、ということを考えてみます。

2. 認識の齟齬

皆様も、日々のご経験からお分かりのように医療とは本来、不確実なものですが、しかし、この点について、患者と医師の認識には大きなずれがあります。

（1）患者

現代医学は万能で、あらゆる病気はたちどころに発見され、適切な治療を受ければ、まず死ぬことはない。医療にリスクを伴つてはならず、100パーセント安全が保障されなければならない。

治療では有害なことは起こり得ず、もし起つたなら、その医師は非難されるべき悪い医師である。

4. まとめ

平成7年6月。

バックナンバーをHPで公開中

協会HPトップ→「長崎保険医新聞」→「医師・歯科医師のための法律相談」からご覧いただけます。

【参考文献】
〔裁判例から学ぶインフォームド・コンセント――患者と医療をつなぐために〕（福崎博孝・増嶋英明著）（株）民事法研究会 平成27年8月8日発行